

世田谷区公共基準点復旧事務の手引き (令和8年7月版)

◇ はじめに

本手引きは、基準点の付近で工事をする際の手続きを案内するものです。
基準点の形状は、HPに添付している「世田谷区公共基準点に関する測量標一覧」を確認してください。
次ページより、必要な手続き・記載例・注意点について説明します。

◇ 主な変更点(令和8年7月版)

■世田谷区効用確認測量実施基準※(以下「測量基準」という。)を見直しました。
引照点成果表を作成する際のゼロ方向を示す引照点については、これまで原則として隣接する基準点を選点することとしていました(当該基準点が亡失している、または視通不可の場合は方位標を使用)。しかしながら、他工事の影響により測量結果に支障をきたす可能性があるため、任意方位標を選点することを標準とします。
なお、引照点として隣接する基準点を使用することを妨げるものではありませんが、工事等の影響により測量結果が許容範囲外となった場合、測量費をご負担いただく可能性があります。あらかじめご了承ください。

※工事発注者等に求める測量(工事前後)の実施基準です。詳細は、世田谷区ホームページ「世田谷区公共基準点について」(以下、「HP」という。)に添付している「世田谷区効用確認測量実施基準」(以下、「測量基準」という。)をご確認ください。

◇ 届出・申請にあたってのお願い

公共基準点付近での工事に伴う届出・申請・完了報告にあたっては、業務効率化等の観点から可能な限りオンラインでの届出等をお願いします。なお、窓口で申請する場合は、紙で1部提出してください。
詳細は、HPの「オンラインによる届出・申請・報告について」をご確認ください。



問い合わせ先

所 属 世田谷区道路・交通計画部道路管理課道路台帳
窓 口 世田谷区役所二子玉川分庁舎A棟2階26番窓口
住 所 世田谷区玉川一丁目20番1号
電 話 03-6432-7929
FAX 03-6432-7990

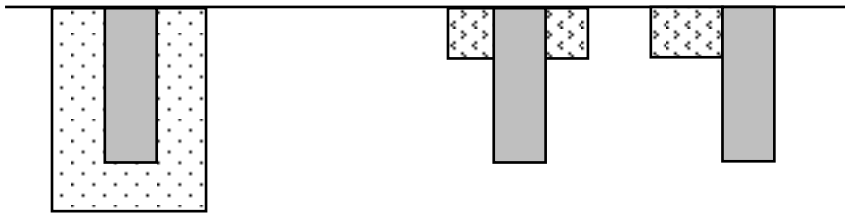
1. 必要な手続き

手続きの種類

基準点の付近で工事する時は、下記断面図で手続きが必要か判断してください。
手続きしないことは測量法違反ですので注意してください。

(凡例  基準点  掘削  舗装)

- ① 一時撤去 (掘削範囲に基準点がある。)
- ② 未撤去 (影響舗装) (舗装範囲に基準点がある。)



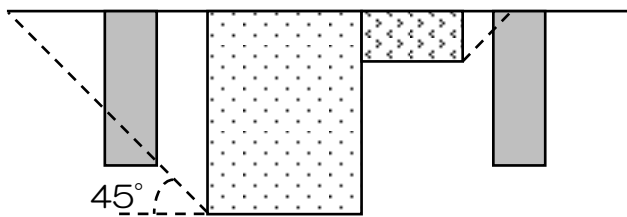
(断面図-1)

(断面図-2)

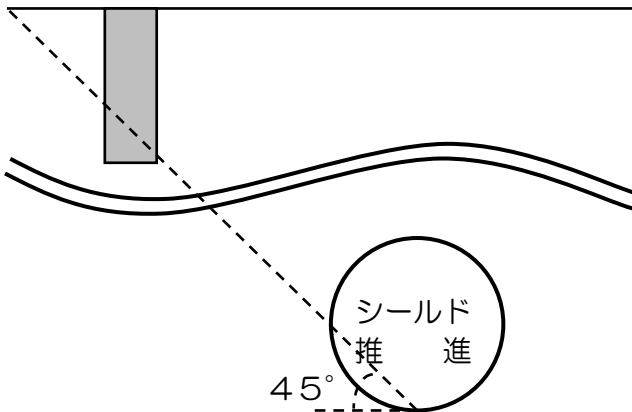
世田谷区公共基準点 (一時撤去・移転) 承認申請書

(以下、申請書という。) 区工事は協議書です。

- ③ 付近施工-その1 (掘削底面より45度線の範囲に基準点がある。)



(断面図-3)



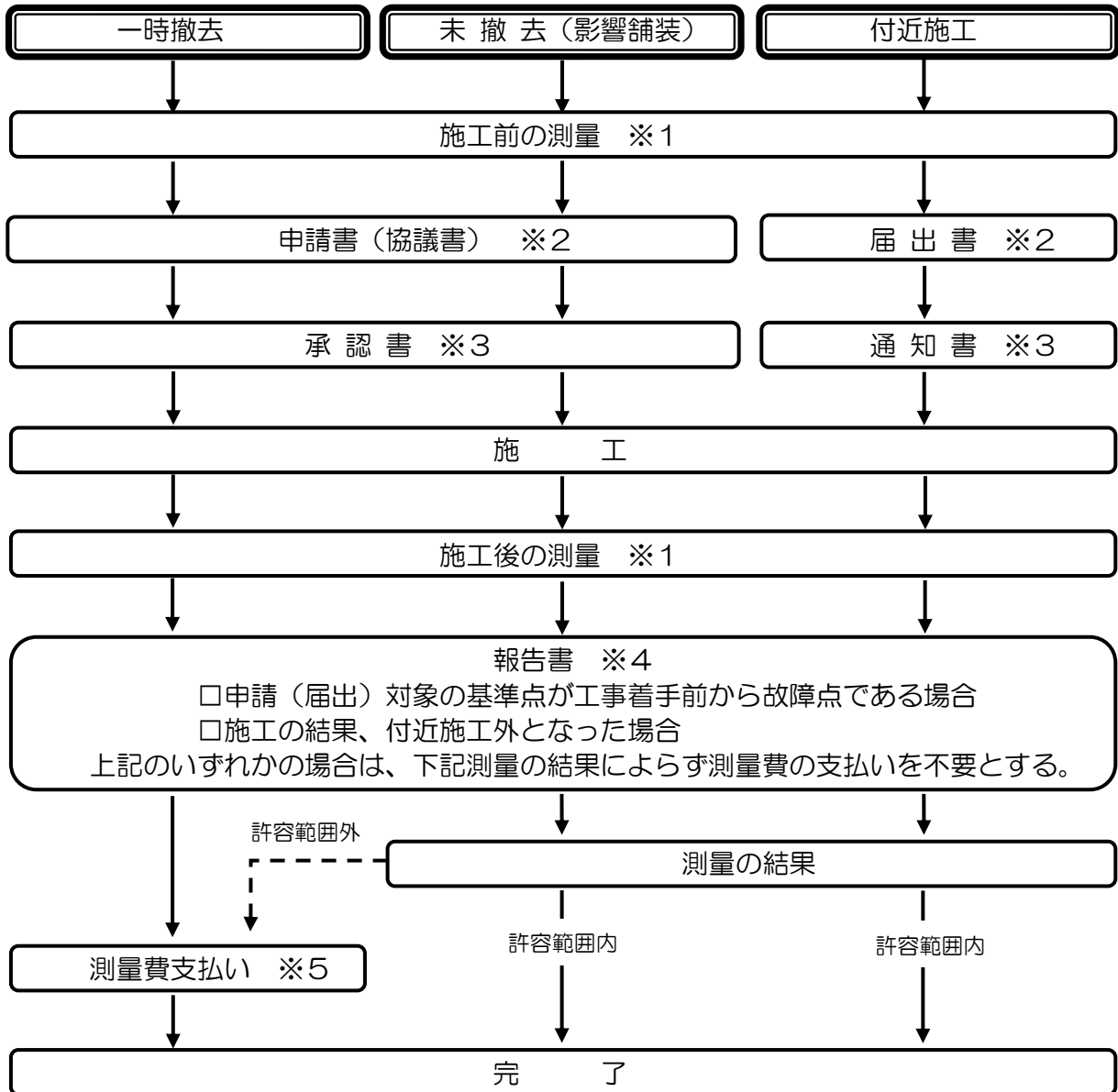
(断面図-4)

世田谷区公共基準点付近施工届出書

(以下、届出書という。)

- 付近施工-その2 (杭の打ち込み又は引き抜きのための工事に伴う振動が、測量標に影響を及ぼすと判断される場合)

申請の流れ

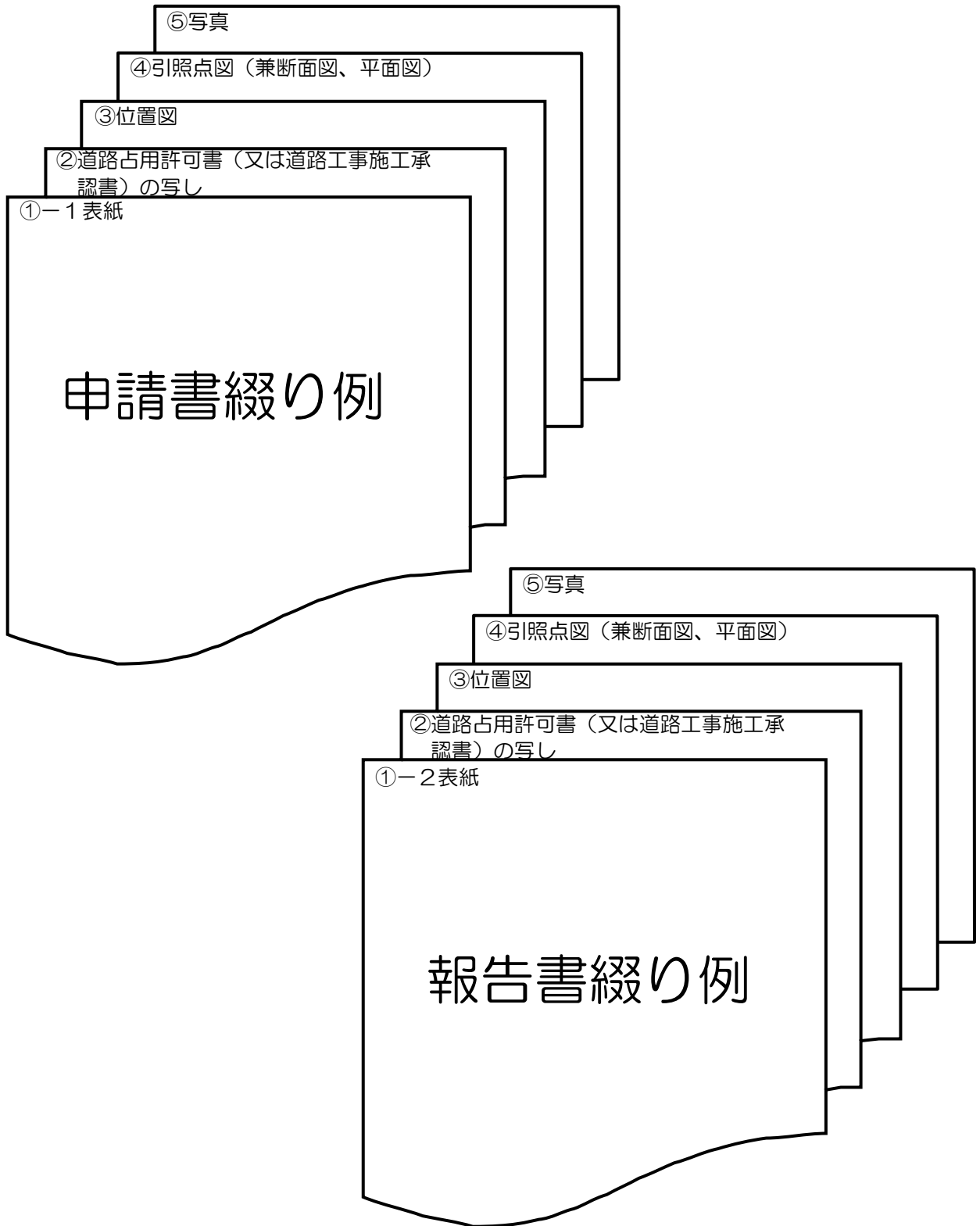


- ※1 ・「測量基準」により事前・事後測量してください。
 ・区発注工事においては一本工事を対象（必須）としますが、一本工事以外の工事においても同基準による測量を妨げるものではありません。
- ※2 ・申請書（届出書）の提出は施工の1か月前を目途に提出してください。
 ・提出はオンラインまたは道路管理課に紙で1部提出してください。（協議書についてはメールで提出してください。）
 ・変更手続きはありません。申請内容が変更となった場合は速やかに連絡してください。
- ※3 ・申請（届出）対象の基準点が、正常点（又は故障点）かをお知らせします。
- ※4 ・世田谷区公共基準点完了報告書（以下、「報告書」という。）の提出が遅れる場合には速やかに連絡してください。設計変更などで対象となる基準点が増えた場合は、至急連絡してください。
 ・報告書の提出方法・提出窓口・提出部数は申請書と同様です。
- ※5 ・道路管理課より請求します。

2. 申請書（届出書）及び報告書記載例

添付図書

申請書（届出書及び協議書含む）と報告書は下図のとおり綴り提出ください。添付書類について次ページより詳細に案内します。



①-1 表紙（申請書）

第2号様式（第14条関係）

世田谷区公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書	
令和〇年〇〇月〇〇日	
世田谷区公共基準点管理者 あて ア	
所在地 世田谷区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 申請者名称 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (発注者) 担当者 〇〇〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
公共基準点の一時撤去等について承認を受けたいので下記のとおり申請します。 記	
点の番号等	一時撤去：3-1101-1 イ 未撤去(影響舗装)：3-1100、3-1101-2
工事場所	世田谷区〇〇〇丁目〇〇番先 ウ
工事期間	令和6年〇〇月〇〇日 から 令和6年〇〇月〇〇日 まで
工事請負者	会社名： 〇〇〇〇 エ / 担当者名： 〇〇〇〇 オ
添付図書	位置図、引照点成果表（兼平面図）、写真
備考	

※提出はオンライン又は道路・交通計画部道路管理課道路台帳に紙で1部提出すること。

※占用企業者の場合は、道路占用許可書の写し、占用企業者以外（区発注工事を除く。）の場合は、道路工事等施工承認書の写しを添付すること。

※協議事項があれば、備考欄に記載すること。

- ア 発注者情報を記入します。押印は不要です。初めて申請する場合や占用企業者以外の方はメールアドレスを記入します。
- イ 一時撤去 or 影響舗装がわかるように記入します。なお、亡失している点でも表紙には点番号の記載が必要です。
- ウ 基準点に影響を及ぼす施工の着手日、完了報告書を提出する予定日を記入します。
- エ 施工会社を記入します。（測量会社ではありません。）
- オ 可能な限り、断面図（付近施工に該当する場合のみ）及び平面図は引照点成果表に記載してください（詳細はP9④引照点成果表（兼断面図、平面図）を参照）。また、観測手簿等の添付は不要ですが、後日、提出を求める場合がありますのでご注意ください。

①-2 表紙（報告書）

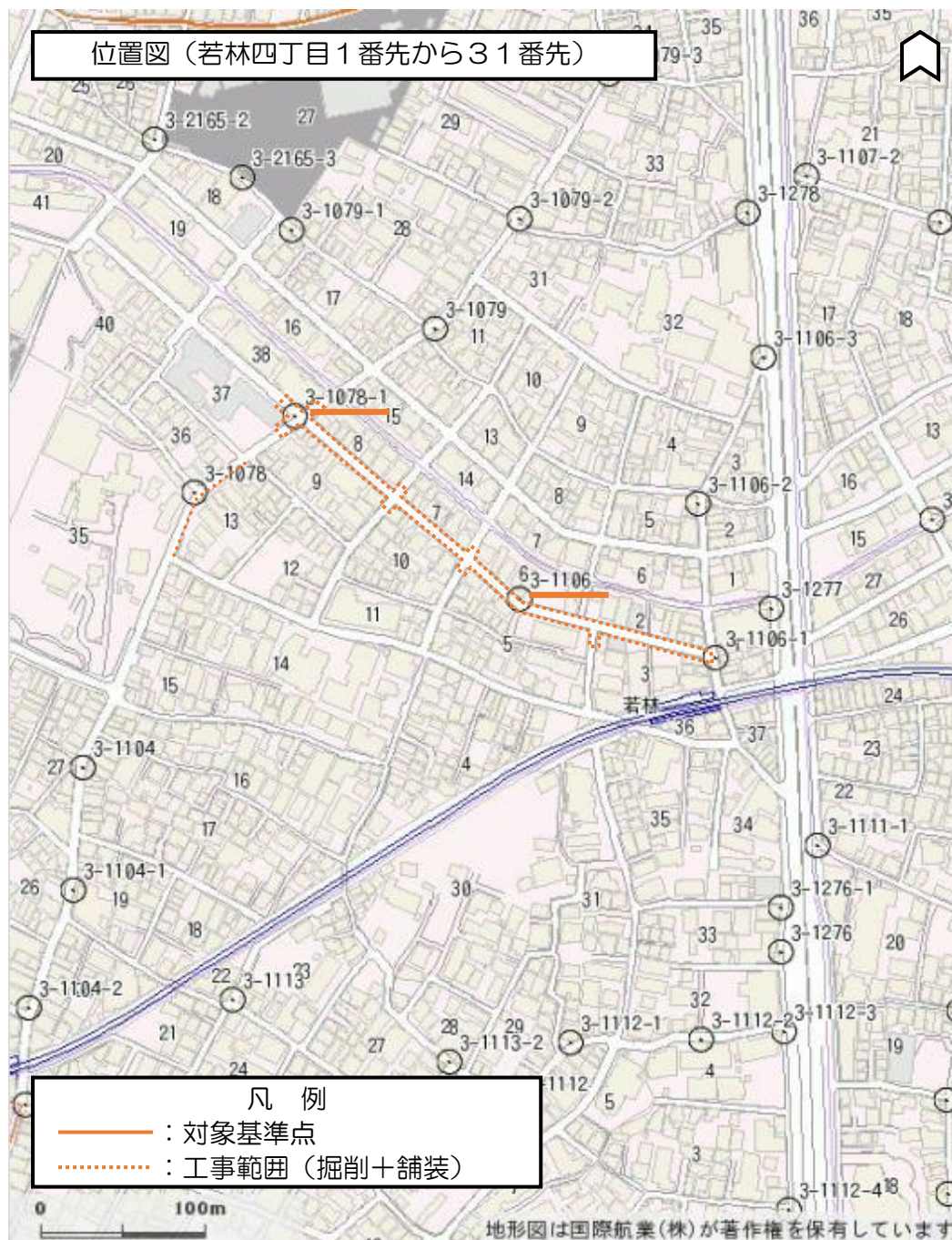
第6号様式（第17条関係）

世田谷区公共基準点（設置工事）（測量）完了報告書		
令和〇年〇〇月〇〇日		
世田谷区公共基準点管理者 あて		
所在地 世田谷区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		
報告者 名称 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		
担当者 〇〇〇〇		
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
公共基準点の測量等が下記のとおり完了しましたので報告します。		
記		
点の番号等	正常点	一時撤去：3-1101-1 未撤去(影響舗装)： 未撤去(付近施工)：
	故障点	一時撤去： 未撤去(影響舗装)：3-1100 未撤去(付近施工)：
	付近施工外：3-1101-2	
完了年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
承認番号 (回答番号)	〇世道管〇〇第〇〇〇〇号（付近施工届の場合は記入不要）	
添付図書	位置図、引照点成果表（兼断面図、平面図）、写真	
備考		

※提出はオンライン又は道路・交通計画部道路管理課道路台帳に紙で1部提出すること。
 ※点の番号等には、承認書、回答書又は通知書に基づき、正常点又は故障点に区分したうえで、工事のしゅん工内容に応じた点番号を記載すること（付近施工外の場合のみ付近施工外の欄に記入すること。）。
 ※未撤去（付近施工）の場合のみ、断面図を記載すること。
 ※占用企業者の場合は、道路占用許可書の写し、占用企業者以外（区発注工事を除く。）の場合は、道路工事等施工承認書の写しを添付すること。
 ※協議事項等がある場合、対応結果を備考欄に記載すること。

- ア 申請書に記載の申請者と同じ者を記入します。
- イ 完了年月日は基準点に影響及ぼす工事が完了した日を記入します。
- ウ 申請時からの変更事項のほか、承認書等を送付する際、メールに記載した協議事項等（隣接点との視通不可や道路拡幅に伴う移設等※）について、対応結果を記載してください
 ※移設する場合、設置箇所については事前に区と協議してください。

③ 位置図



- ア せたがや iMap など、基準点の位置が図示されている地図を使用してください。
- イ 工事範囲を図示してください。
- ウ 基準点には様々な材質・形状があります。詳しくは、HP に添付している「公共基準点に関する測量標一覧」を確認してください。
- エ 国道・都道・私道にも、基準点があります。区道同様申請が必要となります。
- オ 東京都の基準点に世田谷区の成果を重ねているものがあります。(以下、「兼用点」という。) 標識は東京都管理となるため区への申請は不要ですが、「故障点扱い」とする場合があります。そのため、道路管理課へ情報提供は必要です。
- カ 申請時から工事範囲が変わればその内容を補記します。

④ 引照点成果表 (兼断面図、平面図)

測量士 (測量士補ではない。) の情報を記載します。

引照点成果表

基準点名称	3-0000		所在地	世田谷区□□□丁目□□番地先	
			観測年月日	令和○年○月○日	
作業機関	●●●●●●●● ●●●●●				
放射法 (TS法)	工事前		放射法 (TS法)	工事後	
取り付け方向	T1		取り付け方向	T1	
水平角 α	100 - 10 - 10		水平角 α	100 - 10 - 12	
T2 ~ 区基準点	10.000 m		T2 ~ 区基準点	10.000 m	
引照法	引照点設置		点検結果		
引照点	角度	水平距離	角度	較差	水平距離
第一方位標	0°-00'-00"	- m	0°-00'-00"	- "	- m
第二方位標	100-00-00	- m	100-00-01	+1	- m
S1	100-00-00	5.000 m	100-00-01	+1	5.001 m
S2	100-00-00	5.000 m	100-00-01	+1	5.001 m
S3	100-00-00	5.000 m	100-00-01	+1	5.001 m
S4	100-00-00	5.000 m	100-00-01	+1	5.001 m

掘削範囲

舗装範囲

第一方位標

第二方位標

区基準点 3-0000

3-4228-1 (区3級基準点)


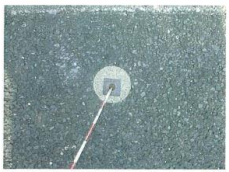

※ 事後時
※ 方位標2点、引照点4点の事例

※測量に関する詳細は「測量基準」を確認してください。

⑤ 写真

詳細は別途「一時撤去時の撮影アングル」をまとめているのでHPを確認してください。
 なお、工事内容（一時撤去・影響舗装・付近施工・付近施工外）に関わらず、下記内容を満たすよう写真の撮影をしてください。

申請書の注意点

現場状況写真		
	測点名 P1 (No. 3-4081-2) 区3級基準点	<p>ア 遠景・近景・最近景を撮影してください。（遠景は周辺の様子が判別できる程度、近景は基準点の傷や基礎のヒビ状況がわかる程度）</p> <p>イ 引照点は撮影不要です。</p> <p>ウ 撮影日がわかるようにしてください。（黒板を用意する必要はありません。）</p> <p>エ 写真のサイズが小さいと検査できないためA4サイズに3枚掲載する程度のサイズを推奨しています。</p> <p>オ 写真の画質が粗いと検査できないため鮮明なものを用意してください。</p>
	測点名 P1 (No. 3-4081-2) 区3級基準点	
	測点名 P1 (No. 3-4081-2) 区3級基準点	

報告書の注意点

現場状況写真		現場状況写真		現場状況写真	
	測点名 No. 3-4081-2 P1 (区3級基準点) (復元)		測点名 No. 3-4081-2 区3級基準点 (復元)		測点名 No. 3-4081-2 P1 (区3級基準点) (復元)
	測点名 No. 3-4081-2 P1 (区3級基準点) (復元)		測点名 No. 3-4081-2 区3級基準点 (復元)		測点名 No. 3-4081-2 P1 (区3級基準点) (復元)
	測点名 No. 3-4081-2 P1 (区3級基準点) (復元)		測点名 No. 3-4081-2 区3級基準点 (復元)		測点名 No. 3-4081-2 P1 (区3級基準点) (復元)

- カ** 上記申請書の注意点（ア～オ）は全て満たしてください。
- キ** 申請書と同じ方向から撮影することを意識してください。
- ク** 北向きに設置しているか、構造図通り設置しているか、段差がないよう設置しているか写真で判別できるようにしてください。
- ケ** 一時撤去した場合には基礎が固まった後の写真を提出してください。目途は施工後1週間程度期間をあげたものとしてください。

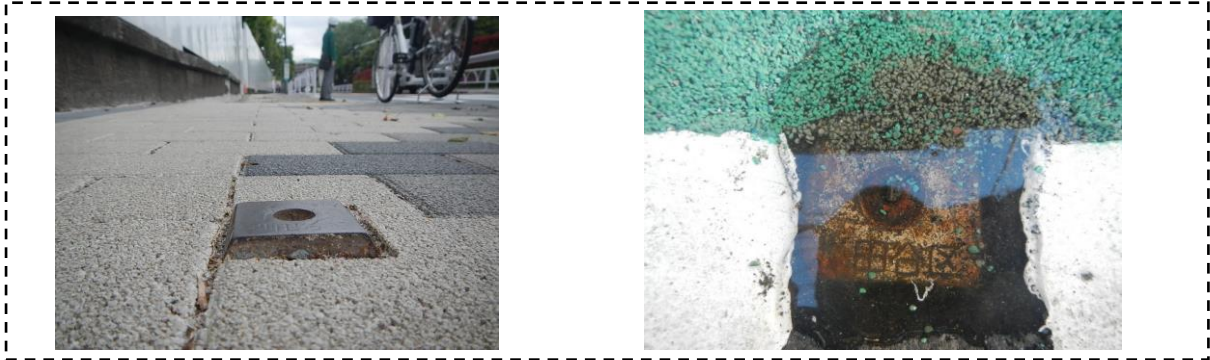
3. 工事中の注意点

主な指摘事例

詳細は別途「NG写真集」をまとめていますのでHPを確認ください。下記に検査不合格のため指摘した代表例を載せています。

① 段差・北向き

路面と基準点に段差を作らないようにしてください。道路の高さが変わり基準点が路面より低くなる場合は一時撤去が必要ですので協議してください。また、一時撤去した場合は基準点の向きを北に向け設置してください。



② 汚れ・傷

基準点の金属標部分や基礎部分が傷や汚れがついているケースがあります。傷の程度により補修が必要となります。汚れは清掃した後、写真を撮影し報告書を提出してください。



③ 基礎

工事完了後、構造図の規格以上の基礎があるか、その基礎にひび割れがないか確認してください。なお、工事中に撤去した杭が構造図より短い場合は取り替えの対象となります。

